

浦安市議会規則第 1 号

浦安市議会傍聴規則の一部を改正する規則

浦安市議会傍聴規則（昭和 56 年議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 1 号中「、棒、杖」を削り、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とし、第 8 号を第 6 号とし、同項第 9 号中「妨害することを疑うに足る顕著な事情が」を「妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと」に改め、同号を同項第 7 号とし、同条第 2 項中「第 5 号」を「第 4 号」に改める。

第 13 条第 3 号中「、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる」を「の類を着用する」に改め、同条第 4 号を次のように改める。

(4) 携帯電話等の通信機器その他音を発生する機器は、電源を切り、使用しないこと。

第 13 条第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とする。

第 14 条（見出しを含む。）中「映画」を「動画」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。